配当公告

北海道小樽市花園一丁目四番八号
破産者　株式会社館

右の者に対する札幌地方裁判所平成二十五年（フ）第一一五一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額
金二八九、四九九、〇〇九円

一、配当をすることができる金額
金四五、五〇九、二五八円

平成二十六年八月六日
札幌市中央区大通西五丁目大五ビル五階
河谷・八代法律事務所
破産管財人　八代眞由美

配当公告

三重県四日市市中部一八番四号
破産者　岡本　和康

右の者に対する津地方裁判所四日市支部平成二十五年（フ）第八六号破産事件の中間配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金三九、五三三、〇三三円

一、配当することのできる金額
金七、九〇六、六〇六円

平成二十六年八月六日
三重県四日市市鵜の森一丁目三番二三号ナカジマビル七〇一号　破産管財人　尾西　孝志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市手稲区手稲本町五条二丁目五六一番地一、最後の住所北海道函館市大川町四番四三―六〇九号
被相続人　亡　宮吉　仁

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月六日
北海道函館市本通二丁目三一番六号カネショウマンション二階
相続財産管理人　弁護士　吉田　昌洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森市大字荒川字筒井二九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　五戸　治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月六日
青森市古川二丁目二番六号　葛西ビル三階
相続財産管理人　弁護士　須藤　真悟

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県花巻市大迫町内川目第一二地割八六番地、最後の住所岩手県紫波郡矢巾町大字高田第九地割四〇番地九二
被相続人　亡　藤原　義和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月六日
盛岡市本町通二丁目一番三六号浅沼ビル二階
相続財産管理人　弁護士　山崎　哲雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市葵区水落町三丁目一六番地、最後の住所埼玉県三郷市戸ヶ崎三二三三番地三
被相続人　亡　野田　一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月六日
秋田県秋田市山王七丁目七番一号弁護士法人廣嶋法律事務所
相続財産管理人　弁護士　柴田　隆志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市上大島町一二〇番地三、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　干川　利己

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月六日
群馬県前橋市大手町三丁目一一番六号
相続財産管理人　弁護士　天田　昭夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県秦野市元町二九四四番地、最後の住所神奈川県足柄上郡大井町金手一〇〇九番地
被相続人　亡　石井　照久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月六日
神奈川県平塚市代官町一〇番一三号
ファーストビル代官町四階
相続財産管理人　弁護士　城田　孝子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県三浦郡葉山町下山口一九七四番地、最後の住所神奈川県逗子市新宿二丁目一三番六―五〇八号　被相続人　亡　沼田　泰行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月六日
神奈川県逗子市逗子一丁目五番四号一二八ビル五階ｂ
相続財産管理人　弁護士　手島　万里

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県下新川郡朝日町横尾一九九番地、最後の住所石川県金沢市長田町五番二二号
被相続人　亡　越坂　誠一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月六日
事務所石川県金沢市兼六元町三番一四号
野田政仁法律事務所
相続財産管理人　弁護士　本光　章浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市安佐南区長束三丁目八三三番地五、最後の住所広島市西区横川町一丁目七番七―一一〇五号　被相続人　亡　川杉　一彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月六日
事務所広島市中区幟町五番三二号　スカイシャトー幟町二〇三
相続財産管理人　野上　哲司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県宇和島市津島町高田甲二四二八番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　黒井イサ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月六日
愛媛県宇和島市佐伯町二丁目三番二九号
相続財産管理人　増田　吉利

第66期決算公告

平成26年6月30日　東京都豊島区西池袋5丁目13番13号
東都自動車株式会社
代表取締役　宮本　繁樹

貸借対照表の要旨（平成26年3月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）	(37,965)	（負債の部）	(13,743)
流動資産	5,723	流動負債	1,062
固定資産	32,242	固定負債	12,681
有形固定資産	22,266	（純資産の部）	(24,222)
無形固定資産	65	株主資本	24,179
投資その他の資産	9,911	資本金	92
		資本剰余金	860
		利益剰余金	23,227
		（うち当期純利益）	(56)
		評価・換算差額等	43
		その他有価証券評価差額金	43
資産の部合計	37,965	負債・純資産の部合計	37,965